

山梨県公報

第百四十一号

令和二年

十一月二日

月 曜 日

目次

告示

○有害図書類の指定……………五五一

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………五五一

○公共測量の実施(三件)……………五五二

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五五二

告示

山梨県告示第百九十一号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五條第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和二年十一月三日から施行する。

令和二年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
劇漫グラフィックス (Vol. 21)	(株) 竹書房
劇画エマニエル (Vol. 4)	(株) 大洋図書
コミックMate L 8月号 (Vol. 34)	(株) 一水社
裏ネタJACK (8月号)	(株) ダイアプレス

公告

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

しろうと美人妻あなたを天国に導く美乳と美尻	(株) 一水社
コミックマシヨウ2020年8月号	三和出版(株)
実話コミックセレクション4 本当にあった美味しい体験教えます	(株) リイド社
真相ロマンスセレクション4 天然淑女リアル体験	(株) リイド社
漫画ロマン	(株) 一水社
漫画ボンジュール10月号	(株) 大都社

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 申請のあった年月日 令和二年十月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 名称 特定非営利活動法人山梨ソフトボールアカデミー
- 代表者の氏名 清水正
- 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山下於曾千四百二十四ー十
- 定款に記載された目的 この法人は、県民に対して、主にソフトボール競技を軸としたスポーツ振興を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年十月二十三日から同年十一月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年十月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ねこも・やまなし
 - 2 代表者の氏名 益田陽子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市
 - 4 定款に記載された目的 この法人は広く市民に対して、動物愛護の精神に基づき、人と猫や犬が適正に共生できるための各種事業を行い、地域の生活環境を改善することにより、命にやさしいまちづくりの形成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和二年十月二十三日から同年十一月二十三日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県都留市朝日曽離地内外
- 三 測量の期間 令和二年十月六日から令和三年三月十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二日

● 公共測量の実施

- 一 測量の種類 公共測量（用地測量）
- 二 測量の地域 富士吉田市長吉田地内外
- 三 測量の期間 令和二年十月二十三日から令和三年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 甲府市岩窪町及び同市古府中町の一部
- 三 測量の期間 令和二年十一月一日から令和三年二月二十六日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和二年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市長吉田字唐松入四千八百二十四番一及び四千八百二十四番十四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市下吉田東二丁目九番十号 吉田精工株式会社 代表取締役 吉元潤